Ⅱ 県立特別支援学校の再編整備計画について

はじめに

学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行され、これまでの盲・ 聾・養護学校の制度が複数の障害に対応できる特別支援学校の制度に転換されるなど、特 別支援教育が本格的にスタートした。また、近年、知的障害の特別支援学校高等部生徒の 大幅な増加の外、視覚・聴覚障害の特別支援学校児童生徒の少人数化、重度・重複化、多様 化傾向などが進んでいる。

こうした状況の中、平成19年11月に、愛媛県県立学校再編整備計画検討委員会から 障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに適応した教育の充実を図るため、県立特別支援 学校の再編整備計画の報告書が提出された。

愛媛県教育委員会では、この報告を受けて、具体的な県立特別支援学校の再編整備計画の策定に向けて検討を行った結果、以下の結論に達した。

1 県立特別支援学校を取りまく課題

現在本県に設置している県立特別支援学校は、本校7校と分校6校(休校1)の13校である。特別支援学校の児童生徒数を障害種別にみると、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱については、横ばいもしくは減少傾向にあり、知的障害が増加している。

各学校の状況は、次のとおりである。

(1) しげのぶ特別支援学校(162名在籍)

近年の肢体不自由の在籍児童生徒数は横ばいであるが、小・中学部における重複障害 の児童生徒は増加しており、特に、医療的ケアを要する者が増加している。

病弱の在籍児童生徒数は少人数であるが、原因疾患が、従来の腎疾患、ぜんそく等から、最近では心身症の割合が増加するなど多様化している。

(2) 松山盲学校(55名在籍)

幼稚部、小学部、中学部の在籍者数は少人数であるが、高等部の本科と専攻科の生徒 が在籍者数全体の8割以上を占めている。

(3)松山聾学校(41名在籍)

幼児児童生徒数は減少しており、学習集団を確保することが課題となっている。高等 部の理容科は、卒業時に国家試験受検資格を取得できるが、産業工芸科と被服科につい ては、産業構造の変化に伴い、現在行われている教育内容と社会のニーズとの間に隔た りが生じてきており、学科改編が課題となっている。

(4) 宇和聾学校(15名在籍)

幼児児童生徒数は著しく少人数であり、学習集団を確保することが課題となっている。 また、寄宿舎生も少人数のまま推移している。

(5) 宇和養護学校(151名在籍)

児童生徒数は横ばい状況であるが、高等部の生徒数の割合は、増加傾向にある。

(6) 第三養護学校(309名在籍)

県立特別支援学校の中で、最も児童生徒数が多い。児童生徒数は増加しており、特に高等部生徒の増加が著しい。この傾向が今後も続くことが予測されるので、それに対応

するために、早急に他に高等部教育の場を整備するなどして、学校規模の適正化を図る ことが課題となっている。

(7) 今治養護学校(283名在籍)

第三養護学校に次いで児童生徒数が多い。

児童生徒数は増加しており、特に高等部生徒の増加が著しい。この傾向が今後も続くことが予測されるので、早急に他に高等部教育の場の整備に努めていく必要がある。

(8) 今治養護学校新居浜分校(49名在籍)

平成18年4月に開校し、小学部と中学部のみが設置されている。児童生徒数が開校時に比べて2年間で2.1倍になり、今後も児童生徒数の増加が予想される。

(9) 知的障害児施設内分校

児童生徒数が少人数で推移しており、障害に対応した専門的教育の充実や学習集団を 確保することが課題となっている。

第三養護学校日野学園分校は、平成10年4月から休校中である。

2 計画の期間

計画の策定期間は、平成21年度から平成25年度までの間とする。

3 特別支援学校の再編整備

(1) 再編整備の基本的在り方

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うため、学校教育法の一部改正にともなう、複数の障害種に対応できる特別支援学校の制度化を踏まえ、本県の特別支援学校を再編整備し、特別支援教育の充実と効率的な学校経営に努める。

(2) 再編整備の基本方針

- ① 障害の重度・重複化に対応するという特別支援学校制度の趣旨に照らし、複数の障害への対応を視野に入れる。
- ② 各障害種別ごとの専門性を確保し、専門的指導により幼児児童生徒の能力を可能な限り伸ばすことができるようにする。
- ③ きめ細かで活気ある教育活動を行うため、同一障害の幼児児童生徒による学習集団の規模の適正化を図る。
- ④ 将来の自立や社会参加を促進するため、重要な教育の場である高等部教育の充実を図る。
- ⑤ 厳しい財政状況が続く中、学校運営の効率化に配慮するとともに、再編に伴い必要となる通学手段の確保に努める。
- ⑥ 学校名称は、○○特別支援学校を基本とする。(各校の名称は、現校名を含め、今後検討する。)

(3) 再編整備計画

① しげのぶ特別支援学校

現行どおり肢体不自由児と病弱児の複数の障害種別を対象とする。

② 松山盲学校

計画期間内での統合は見送るが、新たな特別支援教育の目的や児童生徒の少人数化

に伴う学校運営の効率化、校舎等教育条件の改善を踏まえ、松山聾学校との統合の方向性は維持する。

今後、関係者の理解を図りながら、引き続き検討する。

③ 松山聾学校

- ア 計画期間内での統合は見送るが、新たな特別支援教育の目的や児童生徒の少人数 化に伴う学校運営の効率化等を踏まえ、松山盲学校との統合の方向性は維持する。 今後、関係者の理解を図りながら、引き続き検討する。
- イ 知的障害高等部の新設については、関係者の意見を十分考慮しながら平成24年度 から実施する。
- ウ 高等部の被服科と産業工芸科を平成21年度に募集停止し、同時に普通科を新設するとともに、理容科と併せて2学科とする。

4) 宇和聾学校、宇和養護学校

- ア 両校の学校組織を平成21年度に統合し、「聴覚障害部門」「知的障害部門」を設置する。
- イ 学校施設は、現行どおり宇和養護学校の施設は「知的障害部門」、宇和聾学校の 施設は「聴覚障害部門」とする。
- ウ 少人数になっている宇和聾学校寄宿舎を、宇和養護学校寄宿舎に統合する。
- エ 高等学校の空教室を利用した、宇和島以南の知的障害児を対象とする高等部分教室の設置の可能性を平成22年度から検討する。

⑤ 第三養護学校

- ア 現行どおり、知的障害児のみを対象とする。
- イ 平成24年度から松山聾学校に知的障害高等部を新設することにより、第三養護学校の大規模化を解消する。

⑥ 今治養護学校

- ア 当面は現行どおり、知的障害児のみを対象とする。
- イ 新居浜分校は、新居浜保健サービスステーションの廃止に伴い、平成21年度から 高等部を設置する。

また、将来的に本校として充実を図る方向で検討する。

⑦ 知的障害児施設内分校

- ア スクールバス等、本校や新居浜分校への通学手段を確保したうえで、太陽の家分校は平成21年度に廃止し新居浜分校へ統合、東予学園分校、野村学園分校、大洲学園分校は、平成22年度に廃止し本校へ統合する。
- イ 現在休校中の日野学園分校は、平成21年度に廃止する